

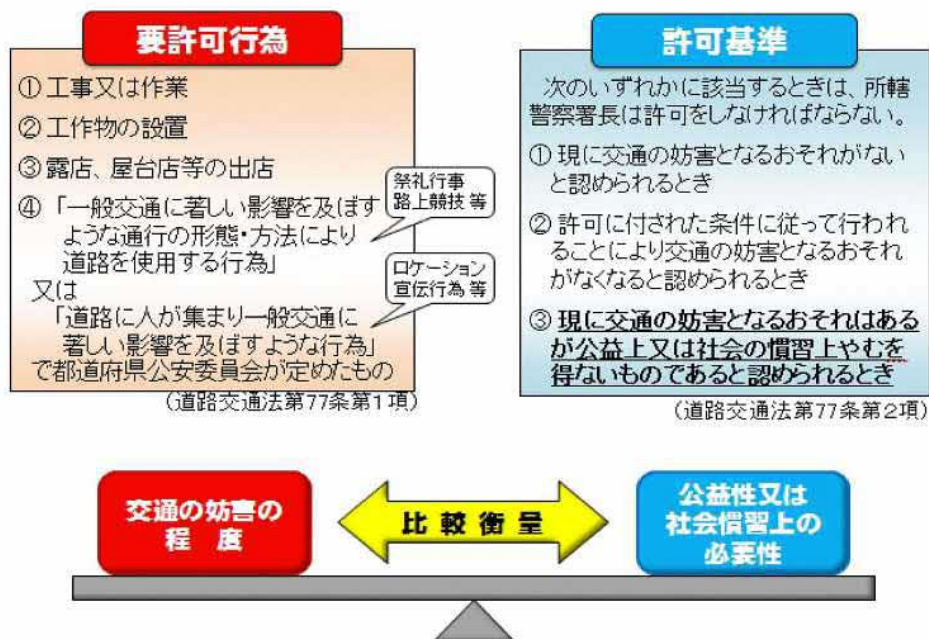
道路使用許可制度の概要

道路使用許可制度の概要

道路の本来の用に即さない道路の使用行為で、交通の妨害となったり交通の危険を生じさせるおそれのあるものは一般的に禁止されていますが、社会的な価値を有し、一定の条件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為を、道路交通法第77条第1項に定めています。

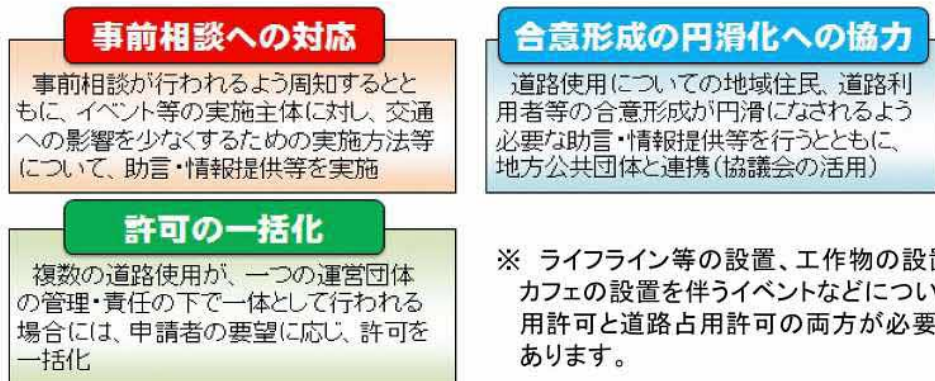
道路における禁止行為について

道路交通法第76条では、何人もいかなる場合にあっても、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いたり、道路上に人や車両を損傷させるおそれのある物件を投げるなどの行為は禁止されています。



道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組

地域活性化に資するという社会的な意義があり、地域住民や道路利用者の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可の手続が円滑に行われるよう配慮した運用を実施しています。



イベント等の安全・円滑に向けた警察の取組

道路使用の許可をした場合には、警察では広域的・多角的な観点から、交通への妨害を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、個別の交通実態に応じたきめ細かな対策を推進することとしています。



道路使用許可の申請手続】

道路使用許可が必要な行為については、その行為を行う場所を管轄する警察署長の許可を受けなければなりません。

【事前相談】

大規模工事や、地域活性化に資するイベント等の開催については、実施場所や実施時間、実施形態により交通の妨害となる程度が千差万別であり、地域住民や道路利用者の合意形成の状況も様々でありますので、十分な時間的余裕を持った事前相談をお願いします。

【申請に必要な書類】

- ① 道路使用許可申請書 2 通（鳥取警察署・米子警察署は 3 通）
- ② 添付書類
 - ・ 道路を使用する場所又は区間の見取図
 - ・ 道路を使用する方法や形態が分かる資料
 - ・ その他（道路を使用する方法や形態の補足資料）